

【重要な会計方針】

① 有形固定資産の評価基準及び評価方法

原則として、取得原価により計上しています。

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・再調達原価

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・再調達原価

また、開始後については、取得原価とし再調達は行わないこととしています。

② 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法により残存価格1円まで減価償却を行っています。

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物 13年～50年

工作物 6年～60年

物品 3年～15年

③ 引当金の計上基準及び算定方法

ア 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

イ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

④ 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

⑤ その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 物品の計上基準

取得価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

イ 資本的支出と修繕費の区分基準

金額が50万円未満であるとき、また、50万円以上であっても、内容的に修繕費であることが明らかなときは、修繕費として処理をしています。

【偶発債務】

平成30年5月2日付けで、組合職員措置請求がありました。これは、平成27年度不燃・粗大ごみ処理施設基本構想策定業務に係る循環型社会形成推進交付金及び神奈川県自治基盤強化総合補助金について、交付決定が一部取り消されたことに伴い、本組合長に必要な措置を講ずるよう求められた住民監査請求です。

この監査結果を同年6月28日付けで通知したところ、7月30日に住民訴訟が提訴されたため、応訴することとし、平成30年度に弁護士費用として、683,640円を支払いました。当該訴訟は、現在も一審の審理が進行中であることから、今後、裁判の行方によっては、更に費用が発生する可能性があります。

【追加情報】

① 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

② 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により、出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（平成29年4月1日から5月31日まで）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

④ 繰越事業に係る将来の支出予定額

令和元年度決算において、翌年度への継続費過次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越し繰越額は、いずれもありません。

⑤ 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における基金等を加えた額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

⑥ 基礎的財政収支

業務活動収支	460,336千円
投資活動収支	55,375千円
基礎的財政収支	515,711千円

⑦ 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳 入 歳 出 決 算 書	2, 896, 687千円	2, 766, 720千円
資 金 収 支 計 算 書	2, 896, 687千円	2, 766, 720千円

⑧ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	4 6 0 , 3 3 6 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	0 千円
減価償却費	△ 3 0 2 , 3 5 9 千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	8 4 4 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	△ 5 , 5 8 1 千円
資産除売却損益	0 千円
純資産変動計算書の本年度差額	1 5 3 , 2 4 0 千円

⑨ 一時借入金の状況

一時借入金はありません。